

苫小牧市告示第 4 9 2 号

苫小牧市建築基準法施行条例（昭和 43 年条例第 11 号）第 18 条第 1 項に規定する市長が定める方法により計算した積雪荷重によって生ずる力を次のとおり定め、平成 31 年 1 月 15 日から施行する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

苫小牧市長 岩倉 博文

苫小牧市建築基準法施行条例（昭和 43 年条例第 11 号）第 18 条第 1 項の市長が定める方法により計算した積雪荷重によって生ずる力は、次の表の左欄に掲げる建築物の種類に応じ、当該右欄に掲げる計算式によって計算したものとする。

建築物の種類	計算式
保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件（平成 19 年国土交通省告示第 594 号。以下この表において「告示」という。）第 2 第 3 号ホに該当する建築物	S / α
上記以外の建築物	S

この表において、S は建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 86 条に規定する積雪荷重によって生ずる力を、 α は告示第 2 第 3 号ホに規定する割り増し係数を表すものとする。